

さいたま市と大学コンソーシアムさいたまとの 連携に関する包括協定書

さいたま市（以下「市」という。）と大学コンソーシアムさいたま（以下「コンソーシアム」という。）は、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市とコンソーシアムが幅広い分野において、密接な協力と連携により、大学の連携組織という特色を活かしつつ、市及びコンソーシアム並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 市とコンソーシアムは、前条の目的を達成するため、相互の人材、施設、情報等の活用について連携するものとする。

（会議の開催）

第3条 第1条の目的の達成に向けた連携を進めるため、毎年1回、市長とコンソーシアムの会員の代表等による定例会議を開催する。ただし、必要があると認めるとときは臨時会議を開催することができる。

（連絡調整窓口）

第4条 第2条の連携内容を効果的かつ円滑に実施するため、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の30日前までに両者から申出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、両者が協議して定める。

両者は、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成23年10月26日

さいたま市長

清水元人

大学コンソーシアムさいたま会長

埼玉大学長

上井喜彦